

評議員会運営規則

平成25年 6月24日
財団規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人JP生きがい振興財団定款（以下「定款」という。）第27条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の出席)

第2条 評議員会には、やむを得ない事情がある場合を除き、理事長、専務理事及び監事は出席しなければならない。

(役員等の選任手続)

第3条 定款第15条及び第29条に規定する評議員及び役員の選任は、候補者名簿等の資料に基づき、評議員会の決議により行う。

(評議員が招集する評議員会)

第4条 定款第21条第2項の規定に基づく招集の請求をした評議員は、次の場合には東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第5条 理事長は、評議員の承諾を得て定款第22条第1項に規定する書面による通知に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。

2 理事長は、評議員会の招集に際して、次の事項が評議員会の目的である事項であるときは、その議案の概要も通知しなければならない。

- (1) 役員の選任
- (2) 役員等の報酬等
- (3) 事業の全部譲渡
- (4) 定款の変更
- (5) 合併

(招集手続の省略)

第6条 定款第22条第2項の規定に基づく評議員全員の同意は、書面又は電磁的方法により受理して、これを記録しておかなければならない。

(評議員提案権)

第7条 定款第21条第2項の規定に基づき、評議員が理事長に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求する場合、その請求は、評議員会開催日の2週間前までにしなければならない。

(評議員会の運営)

第8条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席評議員数及び定款第23条に規定する決議に加わることができる評議員の定足数を確認しなければならない。

(評議員会の決議事項)

第9条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）並びに定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 評議員及び役員の選任及び解任
- (2) 常勤の役員の報酬及び評議員、役員の費用に関する事項
- (3) 定款の変更
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 公益法人若しくは他の一般法人との合併、及び事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他一般法人法並びに定款に定める事項

2 評議員会においては、当該評議員会の招集通知に記載された事項以外の事項は、決議することができない。

(役員の報告)

第10条 理事長及び専務理事は、一般法人法並びに定款に定めるところに基づき、必要な事項を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、定款第31条第7号に基づく調査結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事長等の説明義務)

第 11 条 理事長、専務理事、監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合は、この限りではない。

(議事録の配布)

第 12 条 議長は欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(事務)

第 13 条 評議員会の事務は、事務局長がこれに当たる。

(改正)

第 14 条 この規則の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 24 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。